

令和8年函審第2号

裁 決
漁船A転覆事件

受 審 人 a 1
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士
補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官大野徹二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 1 の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和7年2月16日15時00分

北海道苫前港西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 9.7トン

全 長 21.17メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

漁船法馬力数 540キロワット

3 事実の経過

(1) 構造及び設備等

Aは、平成19年5月に進水し、専らほたて貝養殖漁業に従事する一層甲板型のFRP製漁船で、船首部に操舵室、中央部に船倉2個、船尾部やや船首寄りに機関室、同室右舷後方に、最大作業半径が13.19メートル、最大揚程が約13.4メートル、作業半径8.44メートル以下における定格総荷重が0.96トン、最大起伏角度が81度で、甲板上高さ1.75メートルを支点とする伸縮式5段ブーム付の全旋回船用油圧クレーン（以下「クレーン」という。）1基、左舷船首部及び船尾部に、幹縄を渡し掛けて水面上に保持するラインガイドローラー各1基を配し、操舵室には、前面に窓枠によって4分割された旋回窓を装備する窓ガラス、前部中央やや左舷寄りに舵輪及び磁気コンパス、その左舷側にGPSプロッター及び機関遠隔操縦装置、右舷側にレーダー2台及び機関回転計をそれぞれ備えていた。

また、Aは、船首から船尾にかけて、両舷に甲板上高さ85センチメートル（以下「センチ」という。）のブルワーク、両舷ブルワーク側面9か所それぞれに、上甲板面を下端とする高さ7センチ、幅22センチの船側に貫通している排水口が設けられていた。

(2) ほたて貝養殖漁業

Aが従事するほたて貝養殖漁業は、稚貝170枚が収納された「丸籠」と称するほたて貝育成籠を1段とし、直径3ミリメートル（以下「ミリ」という。）ないし4ミリ長さ約5メートルの合成繊維製枝縄で固縛された20段を縦に連ねて「一連」とし、水面下20メートルのところに張られた「のし」と称する直径32ミリ長

さ 2 4 0 メートルの合成繊維製幹縄 1 本に 0.6 メートル間隔で 3 6 0 連ないし 4 0 0 連を海中に垂下する垂下式養殖漁業で、その成長に合わせて収容数を減じながら中間育成させたら、丸籠に成貝 1 3 枚を収納し、一連の重量が 5 0 キログラム（以下「キロ」という。）ないし 9 0 キロの出荷状態となるまで海中に垂下して本育成を続けるものであった。

a 1 受審人は、本育成を終えると、A を幹縄に沿って漂泊させ、左舷側に備えたラインガイドローラーに幹縄を渡し掛け、その重量を受けて左舷側に僅かな船体傾斜がある状態で、4 人の甲板員を左舷舷側でほたて貝の収穫補助に就け、自らはクレーン後方で同クレーンの操作及び操業指揮に当たり、ラインガイドローラーを駆動させ、僅かな後進行きあしで船尾方への移動と漂泊を繰り返しながら、順次、クレーンで揚収した垂下連を操舵室と機関室との間及び機関室後方の各甲板上に積載することで、ほたて貝の収穫を行っていた。

そして、a 1 受審人は、A が、ほたて貝の収穫によって重心が著しく上昇すると、不安定な状態となり、船体傾斜が助長されることを承知していたので、平素、船体傾斜が大きくなったのを認めたら、操業を中断し、収穫したほたて貝を均等に積載して重心の上昇を抑制していた。

(3) a 1 受審人の経歴

a 1 受審人は、（一部省略）、その後新造された A に乗船するようになり、令和元年 3 月からは前任の船長に代わって船長職を執っていた。

(4) 本件発生に至る経緯

A は、a 1 受審人ほか 4 人が乗り組み、操業の目的で、船首 0.7 メートル船尾 2.2 メートルの喫水をもって、令和 7 年 2 月

16日07時00分苫前港を発し、同港西方沖合5.5海里に敷設されたほたて貝養殖施設に向かった。

a 1 受審人は、07時15分前示養殖施設に至り、順次、ほたて貝養殖施設南東部からほたて貝の収穫を行った後、同施設北東部に移り、14時30分苫前埼灯台から265度（真方位、以下同じ。）5.38海里の地点付近で、船首を180度に向け、機関を中立運転とし、Aを幹縄に沿って漂泊させ、左舷側に備えたラインガイドローラーに幹縄を渡し掛け、その重量を受けて左舷側に僅かな船体傾斜がある状態で、4人の甲板員を左舷舷側でほたて貝の収穫補助に就け、自らはクレーン後方で同クレーンの操作及び操業指揮に当たり、ラインガイドローラーを駆動させ、僅かな後進行きあしで船尾方への移動と漂泊を繰り返しながら、順次、クレーンで揚収した垂下連を操舵室と機関室との間及び機関室後方の各甲板上へ積載し、ほたて貝の収穫を再開した。

a 1 受審人は、14時55分苫前埼灯台から265度5.38海里の地点に至り、200連の収穫を終え、左舷側への船体傾斜が10度に増大したのを認めたとき、ほたて貝の収穫を続けると、重心が著しく上昇するとともに不安定な状態となって左舷側への船体傾斜が助長されて転覆に至るおそれがあったが、この程度の船体傾斜であれば、まさか転覆することはないものと思い、操業を中断し、収穫したほたて貝を均等に積載して重心の上昇を抑制するなど、復原力を確保するための措置を十分にとらなかった。

こうして、a 1 受審人は、収穫したほたて貝を均等に積載しないまま操業を続け、14時59分排水口が海水で洗うようになり、重心が著しく上昇するとともに不安定な状態となって左舷側への船体傾斜が助長され、転覆の危険を感じ、船体傾斜を軽減するつもりで、

クレーンを右舷側に旋回させたものの、効なく、15時00分苫前埼灯台から26.5度5.38海里の地点において、Aは、更に左舷側への船体傾斜が大きくなり、舷縁を越えて大量の海水が船内に流入し、船首が180度を向いたまま、復原力を喪失して転覆した。

当時、天候は曇りで、風力2の東北東風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

転覆の結果、Aは、機関及び航海計器に濡損等を生じ、後に廃船処理され、乗組員5人が海中に投げ出され、a1受審人及び甲板員2人は、来援した僚船によって救助されたものの、甲板員a2及び同a3は、通報を受けて来援した海上保安庁の巡視船艇及び航空機によって捜索が続けられたがいずれも行方不明となった。

(原因及び受審人の行為)

本件転覆は、苫前港西方沖合において、ほたて貝養殖施設で海中に垂下したほたて貝を収穫中、平素よりも左舷側への船体傾斜が大きくなった際、復原力を確保するための措置が不十分で、操業を続け、重心が著しく上昇するとともに不安定な状態となって左舷側への船体傾斜が助長され、舷縁を越えて大量の海水が船内に流入し、復原力を喪失したことによって発生したものである。

a1受審人は、苫前港西方沖合において、ほたて貝養殖施設で海中に垂下したほたて貝を収穫中、平素よりも左舷側への船体傾斜が大きくなったのを認めた場合、操業を続けると、重心が著しく上昇するとともに不安定な状態となって左舷側への船体傾斜が助長されて転覆に至るおそれがあったのだから、操業を中断し、収穫したほたて貝を均等に積載して重心の上昇を抑制するなど、復原力を確保するための措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、この程度の船体傾斜であ

れば、まさか転覆することはないものと思い、復原力を確保するための措置を十分にとらなかった職務上の過失により、操業を中断することも、収穫したほたて貝を均等に積載することもなく、ほたて貝の収穫を続けて重心が著しく上昇するとともに不安定な状態となって左舷側への船体傾斜が助長され、舷縁を越えて大量の海水が船内に流入し、復原力を喪失して転覆する事態を招き、機関及び航海計器に濡損等を生じさせ、甲板員2人を行方不明とさせるに至った。

以上のa 1受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年6月18日

函館地方海難審判所

審判官 菅 生 貴 繁